

時評



一橋大学名誉教授
龍谷大学名誉教授
村井敏邦

日 本政府は、国際的批判に耳を貸さない。ゴーン日产元会長の身柄拘束に対して、「人質司法」という批判を国際的に浴びている。しかし、これに対して、政府は、内政干渉などの反論をしている。

日本の刑事司法に対しては、以前から国際的な批判の声があり、国連人権委員会からの指摘や勧告を再三にわたって受けている。こうした指摘や勧告に対して、日本政府は、誠実に対応することをしないで、ほとんど無視し続けている。今回の「人質司法」の批判に対する政府の対応も、その一環である。

「人質司法」という日本語が、「代用監獄」と同様に、日本の刑事司法の特徴を表す言葉として国際的に通用しているという状況は、決して名誉なことではない。それでもなお、日本の刑事司法は独自のもので他の干渉を許さないという独善的態度を維持し続けるのか。

政治・経済の世界では日本の孤立化が憂慮される日本の最近の状況であるが、司法の領域も同様になりつつある。政府の態度に期待ができないとしても、刑事司法の関係者・関係機関において、何らかの改善の方向性が見いだせなければ、来年に東

「人質司法」は解消されるか

京開催が予定されている国際人権会議では集中砲火を浴びかねない。

勾留請求却下率も保釈率も最近は目覚ましく増加している。その原因は、裁判員裁判の実施であるという評価がある。たしかに、そのことは影響を及ぼしているだろうが、それだけではないだろう。勾留請求却下率の増加については、各地の弁護士会で展開されている全勾留準抗告運動の成果ということも言えよう。

刑事事件の身柄拘束の状況については、一定の改善がみられる。しかし、これをもって「人質司法が解消された」と評価することはできない。ゴーン日产元会長の事件における身柄拘束については、「人質司法」との悪評が国際的に定まった感さえ受けれる。

元会長は、金融法違反で逮捕・勾留された後、特別背任事件で逮捕・勾留、これに対して保釈請求が行われたが、一度は却下され、弁護人が変わって新たな保釈条件のもとに保釈が認められた。このオマーンへの送金が特別背任罪に問われている事件での保釈については、上記の国際的批判を意識したものではないかと見られている。

否認のまま、しかも勾留直後の保釈というのは、あまり例のないことである。裁判所が国際的批判に対応して、これから身柄拘束実務への対応の変化を打ち出したという評価ができるものならば、好ましいことである。はたして、そうした積極的評価をしてよいものか、いささ

か疑問がある。

第一に、前の保釈請求に対しては、却下しているのに対し、今回、特別の事情変更もないにもかかわらず、請求を認めたという点である。特別の事情変更がないのに保釈を認めたことは、前の保釈請求段階でも保釈を認めてよかったのではないかという疑念が生じる。国際的批判の高まりに理屈はともかく、保釈を認めることによって批判の矛先をかわそうという、ある意味、政治的判断が優先した結果ではないかと、見るむきはかなりある。

厳しい保釈条件を付けることによって保釈を認めた。これが事情の変化だという弁解もある。しかし、前回の保釈請求においても、同様の条件の提示が弁護団からなされていたとも聞いている。そうだとすると、同様の条件付きで保釈を認めたのは、一貫した態度とは言えない。

否認している限り、裁判所が頑なに保釈を認めないとする態度に根本的な問題があったことは疑いがない。「否認をしていても、保釈が認められる」例の一つとして今回の保釈を評価することもできよう。

しかし、監視カメラ設置、フィルムの提出、さらには、パソコンのログの提出などの履行という厳しい条件をクリアしなければ保釈を認めないとするには、保釈実務の改善にならない。

上記の保釈条件は、今後の保釈実務に悪影響を及ぼしかねない。電子監視の導入への先鞭となならないことを祈る。

(むらい としくに)